

令和2年度就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援
仕様書

1 件名

就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援

2 実施期間

令和2年11月2日～令和3年3月31日

3 事業の趣旨

いわゆる就職氷河期世代は、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、その中には、希望する就職ができず、現在も、不本意ながら不安定な仕事に就いている、無業の状態にあるなど、様々な課題に直面している方がいる。

令和元年6月に、就職氷河期世代の方々への支援として政府でとりまとめた「就職氷河期世代支援プログラム」（「経済財政運営と改革の基本方針2019」令和元年6月21日閣議決定）において、政府を挙げて3年間集中的に取り組むこととされ、厚生労働省においては、「厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン」に基づき、各種施策を積極的に展開し、また民間ノウハウを最大限活用して進めることとしている。

都道府県ごとに就職氷河期世代を支援する関係機関・団体等を構成員として、都道府県内の就職氷河期世代の活躍支援策のとりまとめ、進捗管理等を統括する「就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォーム」（以下、「都道府県プラットフォーム」という。）を設置することとしている。

就職氷河期世代の方々の活躍の場を広げていくためには、地方公共団体や労使を含めて官民一体となって、各地域の実情を踏まえた取組を推進することが必要であるため、都道府県プラットフォームの取組の一環として、各地域において、都道府県をはじめとする各界の参画を得て、就職氷河期世代の積極採用、正社員化等の気運醸成、支援策の周知等に取り組む。

4 「就職氷河期世代」について

いわゆる「就職氷河期世代」は、概ね1993（平成5）年から2004（平成16）年に学校卒業期を迎えた世代を指し、2019（平成31）年4月現在、大卒で概ね37～48歳、高卒で概ね33歳～44歳に至っているが、本事業においては、概ね35歳以上55歳未満を指すこと。

5 事業の内容

次に掲げるそれぞれの事業のうち、事業者が提案すべき事業内容を仕様書別紙1に示

す。なお、地域の新型コロナウイルス感染症の影響に鑑みて、各事業の実施に当たっては、適切な感染防止対策を講ずること。

- I 企業説明会や就職面接会の開催等、地域の実情に応じた就職氷河期世代への雇用支援
- II 能力開発施設、支援機関、採用企業等へのメディアツアー
- III 就職氷河期世代支援に係る各種事業の周知及び気運の醸成に係る広報

6 利用者アンケート調査の実施

当事業をより効果的かつ効率的なものとするため、委託者が別途定めるアンケート様式により、事業利用者に対するアンケート調査を必ず実施すること。アンケート結果は集計の上、委託事業実施結果報告書（委託契約書様式第 12 号）と共に委託者に提出すること。

7 委託費に関する考え方

- (1) 受託者が、委託費として計上することができる経費は、本事業の実施に必要な経費に限られており、本事業の目的・性質になじまない経費を委託費に計上することはできない。

【対象外経費の例】

- ・ 国及び地方公共団体から補助金、委託費、助成金、人件費等が支給されている経費や利用者から費用を徴収している経費
 - ・ 事業の趣旨に鑑みて、必要性が認められない経費（例：収入印紙、労務経理管理に係る委託料、再委託先選定時の審査委員謝金など）
 - ・ 企画書の内容を超える部分の事業経費（例：企画書作成に要した費用など）
 - ・ 他事業経費との区別がつけられない経費（共同使用プリンターのトナー、他事業でも使用可能な名刺など）
 - ・ 個人や企業の所有物となるものの購入費（市販のテキストや制服・作業服の支給など）
 - ・ その他適切と認められない経費（懇親会費、講師の弁当代、職業紹介責任者講習会の受講料など。）
- (2) 都道府県労働局（以下「労働局」という。）は、精算時に受託者の支出を精査し、不適切と認めた場合、その経費については支出を認めない。
 - (3) 委託費の確定額は、委託事業に要した経費の実支出額と契約額のいずれか低い額とする。
 - (4) 経費が契約額を超える額については、受託者の負担とする。
 - (5) 一般管理費の算出に当たって、一般管理費率を用いて算出する場合は、10%又は、以下の計算式によって算出された率のいずれか低い率とすること。

一般管理費率

$$= (\text{「販売費及び一般管理費」} - \text{「販売費」}) \div \text{「売上原価」} \times 100$$

- (6) 受託者は委託費の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。また、委託費は、専用の口座を単独で設け、他の事業とは別に管理すること。

8 公正な取扱い

- (1) 受託者は、本事業実施に当たり、利用者に適切な支援を提供し、正当な理由なく支援の提供を拒んではならない。
- (2) 受託者は、本事業における利用者の取扱いについて、当該事業以外の場で自ら行う事業の利用の有無により区別してはならない。

9 再委託費

- (1) 本事業の全部を一括して第三者（受託者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に再委託してはならない。
- (2) 本事業の総合的な企画及び判断、並びに事業遂行管理部分を再委託してはならない。
- (3) 本事業の一部を再委託する場合、委託者の定める様式を提出し、承認を受けなければならない。

また、再委託に係る経費について、個々の経費の積み上げによる実費を原則とし、再委託する具体的な経費の内訳がわかるように記載すること。なお、直接人件費や事業経費に定率を乗じたものを「一般管理費」等といった項目で計上することは認められないので留意すること。加えて、再委託に当たって、実施状況を問わず予め支払額を確定させた契約方式は認められないので留意すること。

- (4) 本事業の一部を再委託する場合、再委託可能な金額は、原則、契約額の1/2未満とする。
- (5) 本事業の一部を再委託する場合、その最終的な責任は受託者が負う。

10 その他事業実施に当たっての留意事項

- (1) 事業実施によって得られる全てに係る著作権、その他の諸権利は委託者に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、契約の履行に当たり業務上知り得た情報については、他人に漏らしたり、他に利用するための情報として提供してはならないこと。
- (3) 受託者は業務を行うために個人情報を取り扱う場合には、「個人情報の保護に関する法律」の規定を遵守し、個人情報に係る苦情及び法令違反と認められる事例が発生した場合又は発生するおそれがあることを知った場合には、速やかに委託者に報告するとともに、その指示に基づき、被害の拡大の防止、復旧等のために必要な措置を講じること。

なお、委託者から求められた場合には、本人の同意を得て、それらの者の個人情報

を提供することができる。

- (4) その他、仕様書に記載のない事項については、受託者と委託者との間で別途協議するものであること。
- (5) 作業の進捗状況等を報告するため、委託者との会議を定期的に行うこと。
- (6) 情報漏えい及び作業計画の大幅な遅延等の問題が生じた場合は、以下の連絡先にその問題の内容について報告すること。
 - (事業担当部局) 東京労働局職業安定部職業安定課
若年雇用係 電話：03-3512-1657
 - (契約担当部局) 東京労働局総務部会計課
用度係 電話：03-3512-1607
- (7) 事業実施の結果、成果物が生じる場合は、全数検査又はサンプル検査のいずれかを行うこと。

提案すべき事業内容について

| 項目 | 必要性 (必須/不要) | 実施内容・実施趣旨 |
|--|----------------|-----------|
| I 地域の实情に応じた就職氷河期世代への雇用支援 | 必須 | |
| II 能力開発施設、支援機関、採用企業等へのメディアツアー | 必須 | |
| III 就職氷河期世代支援に係る各種事業の周知及び気運の醸成に係る広報 | 必須 | |
| IV I～IIIの他、都道府県プラットフォームにおいて企画・立案した地域の实情に応じた事業 | 不要 | / |

その他、事業の実施に当たって求められる事項

事業を実施するに当たっては新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じることとし、各事業内容についての具体的な防止策を提案書に記載すること。

- ※1 企画提案するに当たって、
「必須」の事業は、必ず提案内容に含めること
「不要」の事業は、提案内容に含めないこと
- ※2 これまで類似事業を実施した頃がある場合は、提案書に当該事業の内容、実施方法等について記載すること。
- ※3 女性活躍推進法に基づく認定(プラチナえるぼし認定企業、えるぼし認定企業)、次世代法に基づく認定(プラチナくるみん認定企業、くるみん認定企業)又は若年者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)を受けている場合は、認定の事実が確認できる資料を提出すること。

提案すべき事業内容について(記載例)

※表中の赤字は、記載例であり、その内容は各都道府県プラットフォームの方針を踏まえ決定すること。
 (欄外の吹き出しは、労働局が「提案すべき内容」を作成する際の留意事項を示しているので参照すること。)
 記載例では全ての事業を「必須」としているが、全て選択する必要は無く、地域に必要な事業のみを選択すること。

| 項目 | 必要性 (必須/不要) | 実施内容・実施趣旨 |
|--|----------------|--|
| I 企業説明会や就職説明会等、 地域の実情に応じた就職氷河期世代への雇用支援 | 必須 | <p>東京都内の就職氷河期世代の方々の就職を促進するため、以下の取組を実施する。</p> <p>① 就職氷河期世代合同企業説明会・就職面接会 就職氷河期世代を対象とした、企業説明会及び就職面接会を開催する。同日開催による場合は1回以上開催すること。企業説明会と就職面接会を別日に開催する場合は、必ずそれぞれ1回以上開催すること。また、参加企業数は○社程度、参加求職者数は○名程度を目標とすること。</p> <p>② 就職氷河期世代の求職者又は就職氷河期世代の雇い入れを検討している企業等を対象としたセミナー 就職氷河期世代の方が円滑に就職、職業訓練等に向けた活動が行えるよう、社会参加に向けた生活習慣の改善、求職活動のノウハウ、各種支援策の紹介等を内容としたセミナーを、求職者及び企業を対象に、それぞれ1回以上開催すること。参加人数については○名程度の参加を目標とすること。</p> <p>なお新型コロナウイルス感染症防止の観点から、①②ともにオンラインによる開催も可とするが、参加者からの質疑等にも対応できるよう双方向のオンラインにより開催すること。また必要な機材は受託者側で用意することとし、個人情報保護のための情報セキュリティ対策を行うこと。</p> |
| II 能力開発施設、支援機関、採用企業等へのメディアツアー | 必須 | <p>就職氷河期世代の方、ご家族及び支援者等の方々へ各種支援策を周知し、活用を促進するとともに、地域における就職氷河期世代活躍支援の気運の醸成を図るため、就職氷河期世代の方を採用した企業へのメディアツアーを1回以上行い、地域のメディアを通じた効果的な情報発信を行う。なお、情報発信についてはYoutube等の動画配信によるものも可とする。</p> |
| III 就職氷河期世代支援に係る各種事業の周知及び気運の醸成に係る広報 | 必須 | <p>上記の事業を実施するための効果的な周知・広報を実施する。上記の事業が実施される少なくとも○ヶ月前には広報を開始し、チラシ、ポスター等の頒布物については、○枚(部)以上を展開すること。 展開先として、商工会議所等の経済団体、公共交通機関の施設、地元新聞広告、地方公共団体の施設(福祉施設等を含む)、ハローワーク等、広告効果の高い場所を選定して行うこと。 また、SNS等、インターネットを活用した周知・広報についても積極的に行うこと。</p> |
| IV I～IIIの他、都道府県プラットフォームにおいて企画・立案した地域の実情に応じた事業 | 不要 | |

提案すべき取組内容は、1項目につき複数でも可。

●具体的な開催方法として、支援機関毎に相談ブースを設置し、その中で各支援機関の担当が就職氷河期世代の方からマンツーマンで相談を受けること等が考えられる。相談の際、間仕切りを使用する等プライバシーに配慮する。

●地域の新型コロナウイルス感染症の発生状況に応じて、必要な感染拡大防止策を講じさせること。

●新型コロナウイルス感染症の発生状況に応じて、必要であれば電話やメール等による相談を実施する。

●就職氷河期世代の方の支援に積極的に取り組む能力開発施設、支援機関、採用企業等へのメディアツアーを行い、地域のメディアを通じた効果的な情報発信を行う。

●メディアツアーの実施に当たっては、企画や受入先の開拓等、委託先の意見を確認しながら慎重に進めることに留意する。

●具体的な取組内容として、労働局や都道府県プラットフォームにおける各種支援や、本事業において開催するイベント(就職説明会やセミナー等)の周知広報等が考えられる。

●SNS等、インターネットを活用した周知・広報についても積極的に行うとよい。

その他、事業の実施に当たって求められる事項

- ※1 企画提案するに当たって、「必須」の事業は、必ず提案内容に含めること
「不要」の事業は、提案内容に含めないこと
- ※2 これまで類似事業を実施した頃がある場合は、提案書に当該事業の内容、実施方法等について記載すること。
- ※3 女性活躍推進法に基づく認定(プラチナえるぼし認定企業、えるぼし認定企業)、次世代法に基づく認定(プラチナくるみん認定企業、くるみん認定企業)又は若年者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)を受けている場合は、認定の事実が確認できる資料を提出すること。